

鹿 児 島 県 公 報

令和元年7月2日（金）第17号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

- 公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則（※） (選挙管理委員会取扱い) 1
- 鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則（※） (選挙管理委員会取扱い) 4
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 10
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正 (選挙管理委員会取扱い) 10

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 規 則 第 1 号

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程（昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第37条の見出し中「及び写真の規格」を削り、同条第1項中「以下同じ。」を削り、「同一掲載文2通及び写真2葉」を「掲載文（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によるものを含む。以下同じ。）及び写真（前条の規定による写真及び電磁的記録による写真を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 前項の申請書に書面による掲載文を添付する場合における当該掲載文の数は、2通（同一のものに限る。）とする。
- 3 第1項の申請書に添付する写真は、書面による掲載文を添付する場合にあつては電磁的記録によらないもの2葉（同一のものに限る。）とし、電磁的記録による掲載文を添付する場合にあつては電磁的記録によるものとしなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（写真の規格）

第37条の2 前条第1項の掲載申請に添付する写真は、候補者の無帽、上半身像のものとし、なるべく最近3箇月以内に撮影したもので、かつ、鮮明なものでなければならない。

- 2 前項の写真（電磁的記録によるものを除く。）は、手札判とし、裏面に候補者の氏名、選挙区、党派名及び撮影年月日を記載しなければならない。

第38条第1項中「原稿用紙に、黒色の色素により記載し、かつ、色の濃淡がないものとしなければならない」を「原稿用紙（同委員会が提供する原稿用紙の電磁的記録を含む。以下「原稿用紙」という。）に無彩色で記載し、又は記録しなければならない」に改め、同条第2項中「記載しなければならない」を「記載し、又は記録しなければならない」に改める。

第39条第2項中「記載しなければならない」を「記載し、又は記録しなければならない」に改め、同条第3項

中「前2条」を「前3条」に改める。

第39条の2第1項中「記載しよう」を「記載し、又は記録しよう」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第40条第1項中「（写真を含む。以下この条において同じ。）」を「又は写真」に改め、「掲載文を」を削り、同条第2項中「2通を提出しなければ」を「又は写真を添えなければ」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 第37条第2項の規定は、第1項の規定による修正の申請について、これを準用する。

4 第1項の規定による修正の申請について、電磁的記録によらない写真を添付する場合における当該写真の数は、2葉（同一のものに限る。）とする。

第41条第1項中「第169条第5項」を「第169条第6項」に改める。

第42条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第55条の2第2項後段を削り、同条第3項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、法第175条第1項の規定による名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示をした後、名簿登載者が死亡し、又は名簿登載者でなくなつた旨の通知を当該選挙長から受けたときは、直ちに当該名簿登載者に関する部分を抹消し、当選人となるべき順位を変更しなければならない。

4 市町村の委員会は、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、法第175条第1項の規定による名簿登載者の氏名（法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が名簿に登載されている者である名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。第55条の4第2項及び第4項において同じ。）の掲示をした後、名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者に限る。以下この項において同じ。）が死亡し、又は名簿登載者でなくなつた旨の通知を当該選挙長から受けたときは、直ちに当該名簿登載者に関する部分を抹消し、優先的に当選人となるべき候補者の当選人となるべき順位を変更しなければならない。

別記第11号様式中「2通及び写真2葉」を「及び写真」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考1 書面による掲載文を添付する場合は、同一掲載文2通及び電磁的記録によらない写真2葉を添付すること。

2 電磁的記録による掲載文を添付する場合は、併せて電磁的記録による写真を添付すること。

別記第13号の5様式を次のように改める。

第13号の5様式(第55条の4関係)

備考 2 1 候名に 補「」よ名 者に参る簿 「つ議く届 のい院じ出 「て名で政 順は簿定党 位縦届め等 「書出たの にき政順名 つと党序称 いし等に等 てての従の はふ名い掲 横り称「示 書が「上は きな「か、 とを「ら公 す付略行職 るし称う選 こ「も挙 と「及の法 。優びと第 先「す百 的参る七 に議こ十 当院と五 選名。条 人簿第三 と登三項 な載の規 る者定 べの き氏	(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名			(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	参議 院名年 簿届出月 政党等日 名執行等 及参議 院比院例 名代簿表 登選 載出 市者議 町氏員 村名選 選掲挙 挙示 管理 委員 会
	順位	氏 名	な優 る先 べ的 きに 候当 補選 者人 と			
	順位	氏 名	な優 る先 べ的 きに 候当 補選 者人 と			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会規則第2号

鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則

鹿児島県選挙事務等取扱規程（昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の届出）

第5条 市町村の委員会は、令第10条の2第1項又は第2項の規定による届出をするときは、別記第2号様式によらなければならない。

第26条第1項中「選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改める。

第26条の2中「別記第24号様式備考5」を「別記第24号様式備考9」に改める。

第40条の2第1項中「、第65条の13第2項及び第65条の14第2項」を「及び第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第53条第1項各号」に改め、「発送したとき」の次に「並びに令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第35条第1項の規定により、投票用紙を交付したとき」を加え、同条第2項中「第65条の14第2項」を「第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第53条第1項各号の規定」に改め、「在外投票の」を削る。

第40条の4を削り、第40条の5を第40条の4とする。

第62条第1項中「後見開始審判及び」を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

その1

年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

市町村選挙管理委員会委員長 印

分割開票区の設置に係る特別の事情の届出について

何々選挙について、下記のとおり分割開票区を設けることができる特別の事情があると認められるので、公職選挙法施行令第10条の2第1項の規定により届け出ます。

記

1 開票区に関する事項

(1) 設定前

開票区名	開票所設置場所	区 域	区域内の選挙人名簿登録者数
			人

(2) 設定後

開票区名	開票所設置予定場所	区 域	区域内の選挙人名簿登録者数
			人
			人
			人

備考 区域の概略図等必要な書面を添付すること。

2 開票区を分けて設けることができる特別の事情

その2

年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

市町村選挙管理委員会委員長

印
印
印

数市町村合同開票区の設置に係る特別の事情の届出について

何々選挙について、下記のとおり数市町村合同開票区を設けることができる特別の事情があると認められるので、公職選挙法施行令第10条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 開票区に関する事項

(1) 設定前

市町村名	開票区名	開票所設置場所	区 域	区域内の選挙人名簿登録者数
				人
				人
				人

(2) 設定後

市町村名	開票区名	開票所設置予定場所	区 域	区域内の選挙人名簿登録者数
				人
				人

備考 区域の概略図等必要な書面を添付すること。

2 開票区を分けて設けることができる特別の事情

第21号様式の2中

投票用紙及び投票用封筒を交付した者						在外公館交付
市町村選挙管理委員会交付						
請求年月日及びその方法	投票用紙等請求書の有無	在外選挙人証の提示の有無	令第65条の11第1項の請求に基づく交付	令第65条の13第1項の請求に基づく交付	令第65条の14第1項の請求に基づく交付	

を

投票用紙及び投票用封筒を交付した者					在外公館交付
市町村選挙管理委員会交付					
請求年月日及びその方法	投票用紙等請求書の有無	在外選挙人証の提示の有無	令第65条の11第1項の請求に基づく交付	令第65条の13第1項の請求に基づく交付	

に、「及び第65条の14」を「及

び第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第50条の規定」に、「第65条の13による」を「第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第35条の規定により交付された投票用紙による」に改め、「なお、投票用紙等を返還後、令第65条の11第1項、令第65条の13第1項又は令第65条の14第1項の規定による申請があった場合には、新たに処理内容を記載すること。」を削る。

別記第25号様式その1を次のように改める。

第25号様式(第48条関係)

その1 有効投票計算表

何市(町)(村)
計算係氏名

開票区
印

名簿届出政党等名称 (届出順)	名簿登載者氏名(優先的に当選人となるべき候補者を除く。)	得 票 数						得票総数	
		50	40	30	20	10	端数		
○ ○ 党									
		各参議院名簿登載者の得票数を除く参議院名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)							
		うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称							
	うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票								
	優先的に当選人となるべき候補者の氏名	/							
△ △ 党									
有 効 投 票									
同 上 の 内 訳	(ア) 法第68条の2第3項以外の投票								
	(イ) 法第68条の2第3項の投票								
無 効 投 票									
投 票 総 数 (A)		投票人総数 (B)			差引過不足 (A) - (B)				

別記第26号様式その3を次のように改める。

その3 参議院比例代表選出議員選挙開票の結果報告

年 月 日開票

各 名 簿 届 出 政 党 等 の 得 票 数	名簿届出政党等の名称		名簿届出政党等の名称		名簿届出政党等の名称	
	名簿届出政党等の得票数		名簿届出政党等の得票数		名簿届出政党等の得票数	
	うち各名簿登載者 (優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の得票数	各名簿登載者の氏名	うち各名簿登載者 (優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の得票数	各名簿登載者の氏名	うち各名簿登載者 (優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の得票数	各名簿登載者の氏名
	うち各名簿登載者の得票数を除く名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)		うち各名簿登載者の得票数を除く名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)		うち各名簿登載者の得票数を除く名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)	
	うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称		うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称		うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称	
	うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票		うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票		うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票	
	優先的に当選人となるべき候補者の氏名		優先的に当選人となるべき候補者の氏名		優先的に当選人となるべき候補者の氏名	
	得 票 総 数					
	公職選挙法第68条の2第3項の適用を受けた投票中		あん分の際切り捨てたもの			
			いずれの名簿登載者及び名簿届出政党等にも属しないもの			
有 効 投 票 総 数						
無 効 投 票 総 数						
合 計 (投 票 総 数) (ア)						
投 票 人 総 数 (イ)						
差 引 過 不 足 (ア)-(イ)						

上記のとおり公職選挙法第66条第3項の規定により投票の点検の結果を報告します。

年 月 日

何市(町)(村)開票管理者 氏 名◎

選挙分会長 氏 名殿

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第7号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年7月2日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表125の項を削る。

鹿児島県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として市町村選挙管理委員会から施設の指定の変更の報告があったので、平成31年3月29日鹿児島県選挙管理委員会告示第23号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年7月2日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

表中 「

阿久根市民会館	阿久根市塩鶴町二丁目2番地	100
---------	---------------	-----

」 を

「

阿久根市民交流センター	阿久根市塩鶴町二丁目2番地	541
-------------	---------------	-----

」 に、

「

野下地区コミュニティセンター	薩摩川内市樋脇町市比野7976番地2	150	野下地区コミュニティ協議会
温泉区公民館	薩摩川内市樋脇町市比野2333番地	100	市比野地区コミュニティ協議会

」 を

「

野下地区コミュニティセンター	薩摩川内市樋脇町市比野7976番地2	150	野下地区コミュニティ協議会
----------------	--------------------	-----	---------------

」 に、

「

知名町田皆僻地保健福祉館	知名町田皆2194番地13	200
知名町余多僻地保健福祉館	知名町余多932番地	120

」 を

「

田皆コミュニティセンター	知名町田皆5	200
余多コミュニティセンター	知名町余多945番地1	100

」 に改める。